

香川県教育委員会 8月定例会会議録

1. 開催日時 令和2年8月25日(火)
開 会 午前 9時00分
閉 会 午前10時41分

2. 開催場所 教育委員室

3. 教育委員会出席者の氏名

教 育 長	工 代 祐 司
委 員	藤 村 育 雄
委 員	小 坂 真 智 子
委 員	平 野 美 紀
委 員	楨 田 實 貴
委 員	藤 澤 茜

4. 教育長及び委員以外の出席者

副教育長	小 川 秀 樹
教育次長兼政策調整監	井 元 多 恵
教育次長	小 柳 和 代
総務課長	白 井 道 代
義務教育課長	原 田 智 雄
高校教育課長	金 子 達 美
特別支援教育課長	北 村 宏 美
保健体育課長	宮 滝 寛 己
生涯学習・文化財課長	渡 邊 智 子
政策主幹兼総務課副課長	福 家 啓 充
義務教育課副課長	増 田 昭 宏
義務教育課長補佐	西 部 克 彦
義務教育課長補佐	西 原 明 子
高校教育課長補佐	森 総 子
高校教育課長補佐	山 下 利 美
高校教育課長補佐	小 山 圭 二
高校教育課長補佐	橋 本 和 之
総務課副主幹	柳 澤 紀 子
高校教育課副主幹	氏 家 紀 子
高校教育課主任指導主事	伊 賀 あ づ さ
高校教育課主任指導主事	亀 田 龍 輔
高校教育課主任指導主事	川 東 芳 文
高校教育課主任指導主事	住 野 正 和
特別支援教育課主任指導主事	鳥 井 口 隆
義務教育課主任	柳 敏 樹

傍聴人 あり(1人)

5. 会議録の承認

7月21日に開催した定例会の会議録署名委員の小坂委員から、同定例会の会議録について適正に記載されている旨報告。

各委員に諮り、これを承認した。

6. 非公開案件の決定

教育長から、本日の議案第1号は、教育委員会において会議を公開しないことと定めているもののうち、「県の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」に該当すること。

議案第3号は、「県の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」に該当するため、また、文部科学省初等中等教育局長名で、静ひつな採択環境を確保し、公正かつ適正な教科書採択を行う旨の通知が出されていること。

また、議案第4号及び議案第5号は、「個人に関する情報」であって、「公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれ」があること及び「県の機関が行う事務に関する情報」であって、「公にすることにより人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があると判断されるため、これらの議案を非公開としたい旨を発議。

各委員に諮り、非公開とすることに決した。

7. 議案

○議案第1号 令和2年9月香川県議会定例会に提案予定の教育委員会関係議案に対する意見について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第2号 香川県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正について

高校教育課長から、香川県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正を行うことについて諮る旨、説明。

【質疑】

<藤村委員>改正内容を確認するが、例えば県外から観音寺第一高校に入学したいと希望する生徒の場合は、第2学区に仮に居住していると想定して出願を受け付けるということか。

<高校教育課長>そうである。

<藤村委員>そうすると、6条第2項に「最も近接した学区内に住所があるものとみなして」と規定しているのは、どのように考えればいいのか。

＜高校教育課長＞ 6条第2項については、6条第1項第1号に対する規定で、全国募集を想定したのではなく、これまでと同じように「やむをえない事情」があり、全国卒とは関係なく一家転住してくるケース等を想定したものであるが、それ以外の例外的なケースに対応することも考慮して規定したものである。基本的には、一家転住の場合は「やむをえない事情」として第1号、それ以外の理由で県外から来る者については第2号の「教育委員会が別に定める」場合に当てはまるようにしたいと考えている。

＜藤村委員＞ 10月に出される入学者選抜細目の内容が示されていないので、「別に定める場合」が何を想定しているのかが分かり難いのではないかと思う。

＜高校教育課長＞ 入学者選抜細目には、今回どの学校が全国募集するのかといった情報を掲載することとしており、この中で全国募集を行うと香川県教委が定めた学校がこれに該当し、全ての学校ではないことを示すこととしている。先日来お知らせしているとおり、14校が全国募集を行う予定であり、その14校を示す正式な書類となるのが細目である。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第3号 令和3年度に県立高等学校及び県立特別支援学校（高等部）において使用する教科書の採択について（非公開案件）

教育長から、議事の進め方として、協議及び採決を2つの項目に分け、最初に、県立高校において使用する教科書について、2番目に県立特別支援学校の高等部において使用する教科書について、それぞれ協議した後に採決することについて説明。

（令和3年度に県立高校において使用する教科書について）

高校教育課長から、令和3年度に県立高等学校において使用する教科書について、全体の概要及び選定に関する資料の内容、学校ごとに作成された、全日制、定時制、通信制、学科、コースごとの教育課程を踏まえた選定方針、生徒の進路希望や実態等を踏まえた教科書の選定理由、学校評議員等の代表的な意見について説明し、採択について諮る旨、説明。

【質疑】

＜教育長＞ 確認であるが、県立高等学校及び特別支援学校の高等部の教科書の採択方法については、義務教育とは違って法令上は決まっていないということでしょうか。

＜高校教育課長＞ そうである。

＜教育長＞ 高等学校は、学校、学科、コースが多様であり、教科書の種類も多いため、学校ごとに校内選定委員会を作り採択希望教科書を決定して県教育委員会に上げ、県教育委員会ではそれらの教科書が適正であるかといったこと

を判断して、今回の採択の場が上がってきているという流れでよいか。

<高校教育課長>そのとおりである。

<委員>10年前と比較しても、高校の教科書の選定手順は非常に分かりやすくなった。特に、学校評議員やPTA等から出された意見をまとめた資料も大変充実している。また、教科書の内容自体が良くなったこともあると思うが、学校評議員やPTA等からの意見も、昔よりも学びやすくなったといった教科書の内容を評価しているものも多く見られる。全体として、丁寧な選定がされているというのが感想である。

<高校教育課長>各学校の校内選定委員会については、以前であれば教員が使用したいと判断した教科書を追認するような形であったが、今は学校評議員等に説明して実物を見てもらった上で選んでもらうという過程を必ず踏んでおり、以前に比べれば丁寧な選定作業ができていると考えている。

<委員>以前は、選定委員会の結果を別の機会に評議員の方に伝えて意見を聞くといったやり方が多かったが、今はほとんどの学校で学校評議員の方が選定委員会に実際に参加している状況で、とても良くなっているというのが感想である。

<委員>採決するにあたっては、学校が出した選定方針と採択希望教科書案に対して評議員等の意見を参考にするという形になると考えており、評議員等の意見がとても重要になるということで資料として添付されるようになったのではないかと思う。

<教育長>教科書の変更希望が23件あるとの説明があったが、例えばどの学校か、一例を示して欲しい。

<高校教育課長>農業経営高校は新規として、42番から55番までの14件の教科書を新たに採択したいと希望している。変更については、小豆島中央高校の50番、54番、56番などである。

<教育長>56番の選定理由は、1、2年生時に同社同系列の教科書を使用してきたことから、学習内容の連続性の観点により教科書を変更するとなっているが、3年生の教科書は同系列のものではなかったということか。

<高校教育課長>前年の3年生は違う教科書を使っており、次の3年生には1、2年生時に使っている教科書と同系列の教科書に切り替えたいということだと思う。おそらく、1、2年生時にも同様の切り替えが行われていたのではないかと思う。

<委員>農業経営高校と琴平高校に新規の採択希望が多いのは、カリキュラムの変更といった理由があるのか。

<高校教育課職員>新規の採択が多くなっている理由としては、その学校において選択科目の整理や、新しく構成を変更して生徒の学習により良いものを作っていくという教育課程の変更が行われたことに伴うものである。

<教育長>高等学校は再来年度から順次新しい学習指導要領となるが、そういったことも考慮されているということか。

＜高校教育課長＞一部前倒ししている科目もあり、先読みしている学校はあると思うが、学習指導要領の変更に伴うものだけでなく、高等学校の場合は、入学してくる生徒の実態等に応じて、同じ1年生でもその年の入学生が使うのに合った教科書を選んでいるため、多くの種類の教科書が出版されている教科では、変更されることも多い。

＜委員＞学校評議員は、どのような方が就かれているのか。

＜高校教育課長＞学校評議員制度は、現在すべての学校に導入されており、4名から多いところで6名の評議員で構成されている。評議員自体は学校関係者となっているが、大学の先生や民間企業の方などにも入ってもらっている。

＜委員＞企業の社外取締役のようなものか。

＜高校教育課長＞そのような理解で結構である。

＜教育長＞学校評議員会は、どの程度の頻度で開催されるのか。

＜高校教育課長＞協議する議題等にもよるが、年間2回から3回程度の開催だと思う。その議題の一つが、この教科書採択に関するものになるので、年度初めと年度末に加えて、教科書採択のこの時期に開催されるというイメージである。

＜委員＞評議員の重要な役割は、この教科書採択になるのか。

＜高校教育課長＞教科書採択もあるが、学校評価も大きな役割になっている。

＜高校教育課職員＞文化祭等の行事、学校開放日等には評議員を案内して学校を見てもらい、その上で年2、3回程度集まっただき、校長室等で意見交換を行っているところが多い。

＜教育長＞それは、小中学校でも同様なのか。

＜教育次長＞小中学校は、これまで学校評議員制度を取り入れ、4名から5名の評議員が学校長の経営方針について意見交換するほか、1年間に行われた教育活動について、学校側が行った学校評価の内容を評議員が評価をしている。最近の小中学校ではコミュニティスクール化が進んでいることに伴い、学校評議委員会を学校運営協議会に名称を変更し、メンバーの増員や構成を変更している学校も徐々に増えている。

＜教育長＞評議員会で評議員が述べた意見等は、外部からその意見を確認することはできるのか。

＜高校教育課職員＞学校のホームページ等に掲載しているところもある。

＜委員＞昨年も確認したかもしれないが、他県では高校の教科書採択を教育委員会に諮らずに、教育長専決で採択しているところはないのか。

＜高校教育課職員＞昨年度調査した結果では、中四国の県教育委員会において、愛媛県、高知県、山口県、島根県では教科書採択に関する教育長専決の規定を設けているが、実際に当該規定を適用して教育長専決をしているのは、高知県と島根県のみである。本年3月27日付けで文部科学省から発出された今年度の教科書採択に関する通知の中で、学校の希望聴取による教科書採択が通例とはなっているが、採択権限は教育委員会が有することから、学校の意向に任せた採択は行わないようにすることとされており、県教育委員会としては、これ

までと同様に教育委員会で諮りたいと考えている。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

(令和3年度に県立特別支援学校の高等部において使用する教科書について)

特別支援教育課長から、令和3年度に県立特別支援学校の高等部で使用する教科書について、過去の教科書選定及び採択においても、県立高等学校と同様な手続きで、各校において選定されたものについて、教育委員会で、承認、採択をされていること。

特別支援学校高等部在学者のうち、県立高等学校と同様の教科書を主に使用しているのは、高等学校に準ずる教育課程のある盲学校、聾学校、高松養護学校、善通寺養護学校の知的障害を伴わない生徒のほか、知的障害特別支援学校においても、地図や音楽、美術、保健体育、家庭の実技教科において、少数ではあるが、検定済み教科書が選定されていること。

選定においては、生徒の進路希望や学習指導要領に示された観点に加え、個々の障害特性から生じる学習上又は生活上の困難を踏まえ、「見やすさ」、「めくりやすさ」、「理解のしやすさ」といった『学びやすい』環境を整えるという観点から検討を行っていることを説明し、採択について諮る旨、説明。

【質疑】

＜委員＞検定教科書を使用する生徒数は、何人くらいなのか。

＜特別支援教育課長＞高等学校に準ずる教育課程のある4校のうち、盲学校や聾学校は生徒数が減少しており、一桁の生徒数の学校もある。知的障害の特別支援学校については、教科書を使う生徒は限られてくるが、母数となる全体の生徒数が多いため、1学年の中で教科書を使用している生徒が二桁の学校もある。

＜委員＞生徒数にすると100人に満たないという状況か。

＜特別支援教育課長＞学校の中で知的障害がない又は軽度である生徒が中心ということになるので、人数は限られてくる。

＜委員＞そのような中で、丸亀養護学校や西部養護学校の学校評議員等から出された意見の資料を見ると、音楽の教科書には多くの意見があるのに対して、それ以外の教科書に対する意見が少なく偏りがあるように思うが、これは何か理由があるのか。

＜特別支援教育課長＞資料には代表的な意見が記載されており、教科書の目新しさや自分の学生時代との比較に関する意見が多くなっているのではないかと思う。なお、丸亀養護学校及び西部養護学校については、使用する教科書が音楽と美術のみで、主要5教科の教科書は選定しないため、資料のような記載となったものと思う。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第4号 教職員の懲戒処分について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第5号 退職後に禁錮以上の刑に処せられた教職員の退職手当の支給制限処分について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。